○財務省令第十号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「十一兆千百七十三億円」を「十一兆七百五十六億円」に、「千八百二十七億円」を「二千二百四十四億円」に、「三百三十二億円」を「百六十八億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

○財務省令第十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	一五、七五三人	
国税庁	五五、六六七人	
合　計	七一、四二〇人	

附　則

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十九年九月三十日までの間においては、一五、七七四人とする。

○財務省令第十二号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項、第十六条第六項、第二十三条第六項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第三十二条第二項第十号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改める。

第百九十一条第一項中「二百五十一人」を「二百四十六人」に改める。

第百九十一条の二第一項中「四十六人」を「四十七人」に改める。

第百九十二条第一項中「三十六人」を「三十五人」に改める。

第百九十三条第一項中「百七十六人」を「百七十五人」に改める。

第百九十六条第二十四号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改め、同条第三十一号中ラをムとし、ナの次に次のように加える。

ラ　仮想通貨交換業を行う者

第二百十六条第一項の表関東財務局の項中「金融監督第五課」を「金融監督第五課　金融監督第六課」に改める。

第二百十八条第一項第五号中「金融監督第五課」の下に「、金融監督第六課」を加え、同項第十四号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改める。

第二百二十一条（見出しを含む。）中「金融監督第五課」の下に「、金融監督第六課」を加え、同条第一号中ネをナとし、ツの次に次のように加える。

ネ　仮想通貨交換業を行う者

第二百二十七条第一項第三号中「ヲからネ」を「ワからナ」に改め、同号中ネをナとし、ヌからツまでをルからネまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　仮想通貨交換業を行う者

第二百二十八条第一項中「四百六十三人」を「四百六十九人」に改める。

第二百二十九条第一項中「三十九人」を「三十八人」に改め、同条第二項中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改める。

第二百三十条第二項中「（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第二百三十一条第一項中「七十七人」を「七十八人」に改める。

第二百三十二条の二第二項中「ワからツ」を「ワからネ」に改める。

第二百三十四条第一項中「三百四十一人」を「三百五十人」に改める。

第二百五十条第一項中「二百六十四人」を「二百六十九人」に改める。

第二百五十一条第一項中「百三十八人」を「百三十七人」に改める。

第二百五十二条第一項中「四十一人」を「四十三人」に改める。

第二百五十三条第十六号中カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ　仮想通貨交換業を行う者

第二百五十八条第一項第一号中カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ　仮想通貨交換業を行う者

第二百六十一条第四項第十二号中ワをカとし、ヨの次に次のように加える。

ワ　仮想通貨交換業を行う者

第二百八十条第一項中「八人」を「九人」に改める。

第二百八十五条第一項中「百四人」を「百二人」に改める。

第二百九十八条第一項中「四百五人」を「四百三人」に改める。

第二百九十九条第一項中「四十五人」を「五十四人」に改める。